

件名	カスハラ条例の制定について
受付日	令和6年4月30日
ご意見・ご提案の概要	<p>東京都や北海道がカスハラ条例を検討しているため、是非岐阜県も制定をお願いしたい。</p> <p>安心して、やりがいを持って働くことができる岐阜県をつくってほしい。</p>
県の考え方	<p>カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」といいます。）は、労働者に精神的、肉体的な苦痛を与えるものであることから、事業主が適切に対策に取り組むことは、労働者を守るために大変重要であると認識しています。</p> <p>県では、県ホームページにおいてカスハラに関する対策の重要性や、カスハラ対策企業マニュアルなどを周知するとともに、企業支援に取り組む「ジンサポ！ぎふ」での個別相談や企業向けセミナーの場などを通じて、企業の主体的な対応を促しているところです。</p> <p>今後も国や他県の取組み状況を参考にしながら、労働者が働きやすい環境整備を促進してまいります。</p>
担当課	商工労働部 労働雇用課